



熊野市教育委員会事務局社会教育課 橋詰 寿人



発行所  
三重県地方自治研究センター  
三重県津市栄町2丁目361番地  
(一助)三重県地方自治労働文化センター内  
TEL059-227-3298  
FAX059-227-3116  
<http://www.mie-jichiken.jp/>  
info@mie-jichiken.jp

時は平成元年、当時の竹下内閣が看板政策として「ふるさと創生事業」なるものを掲げ、全国の自治体に一億円ポンと出すから使い途は自分たちで考えなさいというバラマキ？の話があった。四半世紀前の話なので記憶されている方もおられると思う。

来年度も良く似た政策に全国の自治体がアイデアを競うことになるのも、不思議な巡り合わせではある。

当時、私達の住むシヤングリラ？旧紀和町では、「過疎」という言葉を耳にタコができるくらい聞いていたが、最近「限界集落」という切迫した状況が眼前に迫っている。

「ふるさと創生」ということで、当時、若輩者であった私達にも町から声がかかり、役場の出張所に集められ、なにか良いアイデアがないかとの問いかけがきつかけであった。

その時、満を持してというわけではなかったが、たまたま地域にある赤木城跡が国指定史跡になったこともあり、ふるさと創生として城跡を復元してはどうだろうかと言言してみた。すると、同席していた女性に鼻で笑われたのである。

当時の城跡は一部を除いて、ただ

の何の変哲もない小さな杉山でしかなかった。然も有りなんとこの姿ではあったが、生来の天邪鬼な性格からすると鼻で笑われたことが、これはもしかすると地域起こしの核に出来るかもしれないという思いが湧いた。

何の価値もないちっぽけな山城が理由もなく国の史跡指定を受けるはずもないが、その頃は城跡とは不釣り合いな木製の立派な説明看板とみすばらしい簡易トイレが急造された狭苦しい駐車場に立っていただけであった。

そんな状況ではあったが、今から五十年ほど前に地元の老人会が荒れるにまかせた城跡の一部を伐採して桜を植えた。このことが打ち捨てられた城跡を四百年の時を隔てて甦るきっかけを作ってくれたことにはなったが、当時はそれ以上には状況は変わらなかった。

なぜ、四百年間も顧みられることなく放置されたかという、天正・慶長の二度にわたるこの周辺地域の一揆が色濃く影を落としている。

私達の遠い先祖の苦難に少しばかり触れておきたい。これはあくまでも私見も混じるのだが、どちらの一



北山一揆殉難者供養之塔



赤木城跡

揆も先祖達が自らの意志で決起したというより、加勢を強要されたという一面を感じざるを得ない。

そのような十六世紀後半から十七世紀初頭のこれらの一揆を鎮圧する目的もあり、豊臣氏による紀州征伐の際に赤木城は築城され一揆処罰の際には、当時の日本中で起きていたような悲劇は、この地においても例外ではなかった。

そして、時を隔てて昭和になり有志により建立された供養塔が城跡から指呼の間にある田平子峠にあるが、この供養塔は一揆に加担せざるを得なかった先祖達だけでなく、戦国という過酷な時代の殉難者である双方の人々を今も静かに供養している。

この地域に暮らす住民にとって

は、いくら長く打ち捨てられていたとはいえず、身近な城山に寄せる思いは、先に記した老人会の思いと繋がついていた。

そこで、地元の有志で「赤木城とふるさとの会」が発足することとなった。

なるべく自力で会を運営しようという今で言うところの「自助」を目指し、活動の手始めに城跡の傍を通る道路沿いに五百本の桜の苗木を植栽することができた。

現在では、きれいに花を咲かせるようになったが、少し成長した頃は猿に枝を折られたり、強風で倒されたりで、その度に修復を余儀なくされた。

また、道路を覆うほどに伸びた枝が大型車の通行に支障があるということでも止む無く枝を掃うこともあった。そうこうしている間に、旧紀和町が城跡の発掘調査と修復に取り組んでくれ、県教委の力添えもあり平成五年から十一年間の歳月をかけて現在の赤木城跡が甦った。

駐車場に到着すると、眼前に城跡の石垣が望め革靴でも登ることが出来る稀有な平山城であり、複雑に構成された虎口（こぐち）や主郭の横矢掛かりなど、城跡全体がコンパクトに調和した美しさも感じられる。主郭（標高230m）からは周辺の山並みや棚田のある集落も一望できるとともに、日本の棚田百選に選ばれ全国的に知られた「丸山千枚田」は隣の集落にある。（どちらの地区も昭和初期の風情を色濃く感じること



丸山千枚田

ができる）

それと並行して田平子峠周辺のミニ公園化や城跡の麓にあった駐車場も本格的に整備することが出来、史跡周辺の環境整備もなんとか終えるところまで進んだのだが、残念ながら世間からはさほど注目されることはなかった。

だが、どこにもマニアは居るもので、城郭整備が完了したことの効果は徐々にではあるが雑誌などで取り上げられるようになり、全国の城郭を巡っている人達がネット上で紹介してくれ、その中ではそれなりに注目され評価もあるにはあったのだが、相変わらず目に見える風は吹かなかった。そんな折、NHK「歴史秘話ヒソ

トリア」でも取り上げていただく機会を得たのだが、さすがの全国放送に出て、ほんの一部の人達が目を向けてくれるに過ぎなかった。

その後も春風亭昇太さんがTVのロケで赤木城跡を訪れた際は、開口一番「カッコいいよ！」と絶賛してくれ、その縁もあって今秋には昇太さんの赤木城跡のトークショーも開催される予定である。

山城マニアを引き付ける魅力はあるが、という域を出ることなく、空しさもつり「竹田城より赤木城」と冗談に言っていた。

昨年、ある雑誌でマニアックな城のNo.1に選ばれてから周囲の反応に変化が表れ始め、弾みがつくと思議なもので今では「天空の城」として少しばかり知名度も上がってきてはいる。

風が吹いて欲しい時にはなかなか吹いてくれないが、なんとかもがき続けていると、突然の「ゆらぎ」から思わぬ展開が始まることを経験でき幸運であった。

最近では、トレイルランニングレースやサイクルロードレースなどのスポーツ大会でも、赤木城跡を関係づけて開催されるようになり賑わいを見せるようになりつつある。

ただただ静かなだけの山里の城跡に足を運んでくれる人も増えたが、時々こんなことを言う人がいる。

「どうしてこんな所に…」

少しばかり寂しくもあるが、この言葉を目にする度に、まだ地域を多少とも元気にできる可能性は残って

いると密かに思うようにしている。これまで城跡の草刈りや城跡の景観を損ねる支障木伐採など、周囲整備に取り組んで来たが、これからは作業を継続することさえ困難になるかもしれない。

なんとか諦めずに地域の人達と共に赤木城跡に細々と寄り添ってこれたことに感謝して拙い文章を終えたい。



赤木城跡

### プロフィール

はしづめ ひさと  
橋詰 寿人

1956年生まれ 熊野市職員

現在、熊野市教育委員会事務局に勤務

熊野市西山地区地域まちづくり協議会アドバイザー

**ますだのはなし**  
 津々のドまんなかバル!  
**お客様アンケート結果**  
 第8話

2014年11月15日、22日に開催した津々のドまんなかバルについて、年末に清算が完了し、当日参加頂いたお客様のアンケート結果もまとめることができました。1冊5枚綴りのチケットは1529冊の販売実績でした。そして、お客様アンケートについては、両日を通じて226件を回収し、集計を行いました。今回は、この集計結果について報告します。

最も重要な点である満足度について、「大変満足」と「満足」と回答した方は、83.19%を占めました(図1)。また、15日と22日の満足度の推移は、22日の方が満足度が高まり、また不満も減っておりました(図2)。15日

の反省を活かして、万全の体制で22日に臨んだ結果が、数字に反映されています。そして次回開催の希望については95.13%(図3)、開催地の大門地区への再訪希望については97.35%の方に、「はい」と回答頂けました(図4)。みなさんに楽しんで頂けたこと、またバルの目的でもある「地域の魅力を再発見」のきっかけになったことは、本当に嬉しいです。

他にも、参加者の傾向として、どこから来たのか(図5)、交通手段(図6)、性別(図7)、年齢(図8)、バルを知った手段(図9)、お店を選んだ理由(図10)などの項目について調査したところ、たくさんの方の発見があり、また興味深いこともありました。

簡単に分析すると、バルの目的は「地域需要の掘り起し」ですので、ターゲットは市内・近隣地区在住者

となります。情報発信もローカル限定なので、回答頂いた参加者のほとんどは市内の方でした。「交通手段」については、住所の市内・市外問わず半分近くが車で来場していることが解りました。お酒が絡むイベントですので、駐車場の案内などはしなかったのですが(有料駐車場しかないのです)、お酒を飲まない人が運転して、そこに同乗してきていた模様です。「魅力ある一日」を体験できるのであれば、有料駐車場を利用しても参加して頂けるんですね。参加者の「性別」「年齢構成」については、「30~40代の女性」が中心で、これはこちらの狙い通りでもあり、女性の多い企業・団体へのPR活動の成果なのかもしれません。「バルを知った手段」については、口コミ・ポスターというアナログ手段が多くを

占めています。「お店を選んだ理由」にも関係しますが、情報を得る手段は、パンフレットや店頭に掲示したメニューであることが解り、ホームページにいくら詳細な情報を掲載していても、わざわざそこに「情報を取りに行く」ことはないのでしょうか。まだまだ情報発信(受信)について、口コミや、紙面という「アナログ」の強さはあなだれませんか。

さて、年明けには参加店向けアンケートを配布しており、その回収と集計は1月末くらいになるだろうと思います。お客様側の感想とお店側の感想がどの程度異なっているか、少しドキドキする部分がありますが楽しみです。

その結果は、また次号で!  
 (主任研究員・増田)

### 満足度

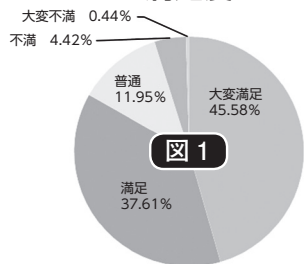
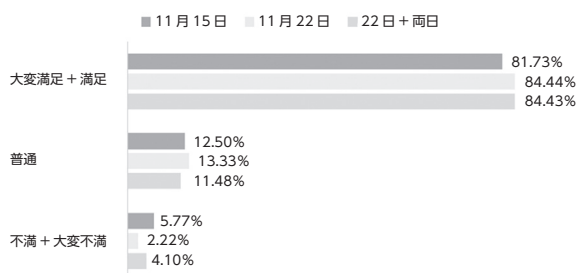


図1

### 満足度 (参加日別)



### 大門再訪希望

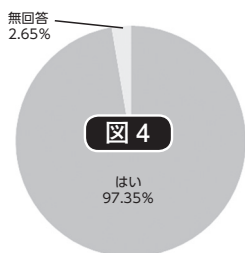


図4

### 再参加の希望

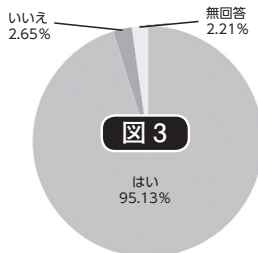


図3

### 交通手段

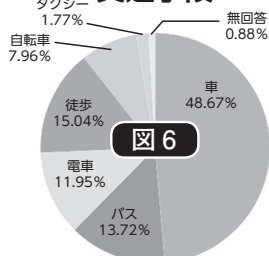


図6

### 住所

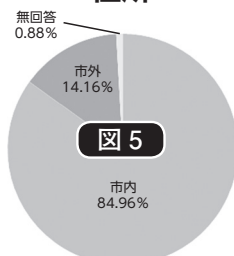


図5

### 年齢

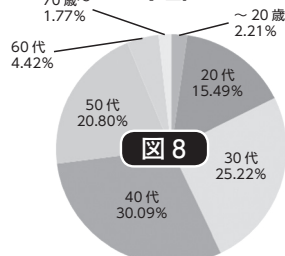


図8

### 性別

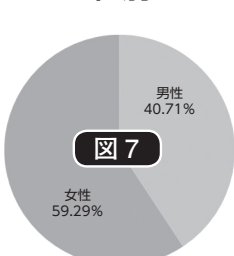


図7

### お店を選んだ理由

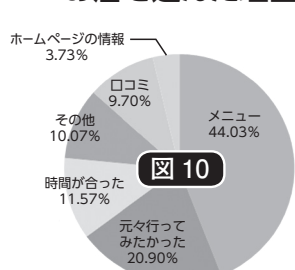


図10

### バル開催を知った媒体

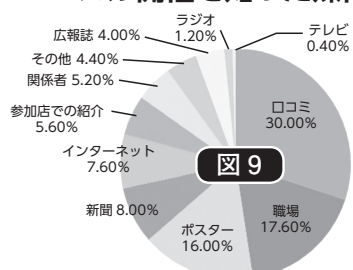


図9

# 議会は自治の問題⑦

『月刊自治研』2015年1月号に「自治体の仕事の、ちよつと先」が特集されており、その中で大津市議会事務局の組織機構改革に関する論稿「大津市議会の挑戦―議会事務局が「議会局」であるために」(清水克士)が掲載されている。

大津市議会の改革と言えば、その先進的な取組は、「議員と議会事務局が協働している成功例」との呼び声が高く、「チーム議会」による議会改革として、早稲田大学マニフェスト研究所等が主催する「マニフェスト大賞」で、2013年度は「大学との連携による議会からの政策提案」のテーマで「議会グランプリ」を、2014年度も「地方議会初となる議会BCP(業務継続計画)」のテーマで「審査委員会特別賞」と2年連続の受賞を果たしている。

そこで、三重県内の自治体議会にとっても、議会改革を推進していく上で参考になると思われる点について二つほど紹介したい。

まず一つ目は、全国の自治体議会が設置している「議会事務局」の名称を、4月から特に「議会局」と改める意向だという。議会事務局を議会局としている自治体は、東京都議会や神奈川県議会など組織規模が大きい自治体では珍しくないが、大津市と言えど滋賀県の県庁所在地で、中核市と言えども人口は35万人程度

の大きさである。それよりも人口規模では大きいはずの三重県議会や滋賀県議会事務局が、従前の議会事務局で代わり映えしないのに比べる、やる気十分だなという感じがする。

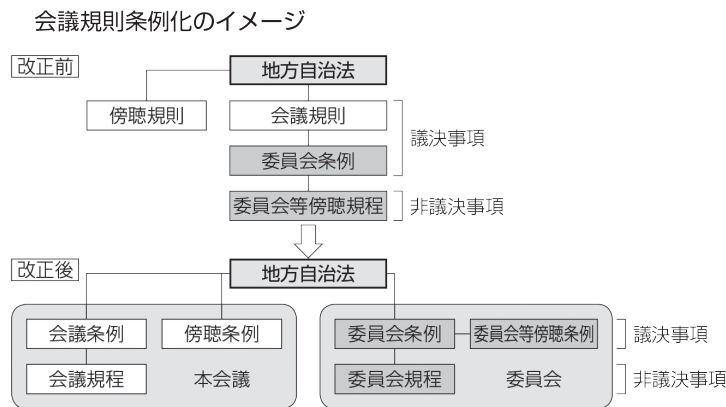
この議会事務局から議会局への組織名称の変更であるが、三重県庁の「総務部」から「総務局」への組織名称変更が思い出される。北川正恭知事の頃だったと記憶しているが、その後いつの間にかまた昔の総務部に戻っていたという経緯がある。

この大津市議会事務局の議会局への名称変更が、議会改革においてどの程度の成果を収めるかは分からないが、三重県のような短期間でまた元に戻るような変更ではなく、「一職員としてもルーティンワークをこなすだけの議会事務局ではなく、常に新たなチャレンジを続ける「議会局」をめざして、今後の議会改革を支えていくものである」との大津市議会事務局・清水克士議会総務課長の決意は力強く、議会権能の強化の一環として永く継続することを期待している。

また、話はやや各論的になって恐縮だが、もう一つは、大きな問題点として、大津市議会の改革では、地方自治法(第120条)では「議会は、会議規則を設けなければならない」と設置を義務付けられたこととなっているはずの「会議規則」を廃止する、という大胆なチャレンジである。

大津市議会の説明では、「旧会議

規則」の本会議に関する規定を、「会議条例」と「会議規程」に分離して規定し、委員会に関する規定内容を「委員会条例」と「委員会規程」に分離して規定し、「会議規則」を条例の法形式で定めることとして「会議規則」は廃止したというものである。



『月刊自治研』2015年1月号34頁から引用

確かに、一般に会議規則で定められている場合が多い請願などの市民の権利・義務に係る事項については、条例の法形式で定めることには特に異議はないが、例えば本会議に関する議会内部の規律等については、従来通り、会議規則で残っていて議会の議決で改正等を行って

けばいいのではないかとという疑問が生じる。会議規則であれば、議会内部の規律の問題として改正の場合の提案権は原則として議会に専属するが、会議条例であれば必ずしもそうではないと考えられるから、議会の自律権の問題も生じるのではないか。

また、大津市議会の説明では、「条例」と「会議規則」の上下関係であるが、実態上、「会議規則」の方が「委員会条例」よりも上位に位置すると考えているようである。これは、規定している内容の上下に起因して、「条例」と「会議規則」の上下関係を捉えているようであり、議会関係者の中には大津市議会と同様の考えの方もいることは承知している。

しかしながら、「条例」と「会議規則」の上下関係は、「条例」の方が「会議規則」よりも優先すると捉える方が、法の一般原理からしても素直な捉え方であろうと思われる。もし、規定内容が問題であれば、規定する内容を精査の上、条例に規定する事項と会議規則に規定する事項を峻別してそれぞれに規定すべきであると考えられる。

地方自治法の体系からしても会議規則は、廃止するのではなくて、その存在意義はあると考える方が素直な解釈であると思うが如何なものかあるだろうか？(上席研究員・高沖秀宣)

